

工事施行承認書

住 所 _____
氏 名 _____ 様
担当者 _____
T E L _____

川口市長 奥ノ木 信夫

令和 年 月 日付け

☐川口市法定外公共物管理条例第9条
☐河川法第20条
☐河川法第26条

の規定による工事施行承認に

ついて、下記の一般条件並びに特別条件を遵守することを条件に承認する。

施 工 目 的			
施 工 場 所	☐ 法定外公共物 ☐ 準用河川（前野宿川・江川・笹根川・永堀川）		
	場 所	川口市 地先	
工 事 概 要	工 事 種 類	施 工 数 量	
工事の期間	令和 年 月 日	から令和 年 月 日まで	日間
添 付 書 類	案内図、 平面図 （ 施工前、 施工後 ）、 断面図 （ 施工前、 施工後 ） その他 （ 構造図等 ・ 写真 ）		
一 般 条 件	1. 必要に応じ、所轄警察署長に道路使用許可を申請して、工事に着手すること。 2. 工事着手時、完了時は、それぞれ着手届、完了届を提出し、その確認を得ること。 <u>（施工前、中、後の写真を提出のこと）</u> 3. 工事現場には、市長の指示する所定の標示施設を見やすい場所に設置すること。また、柵または覆いを設置し、夜間は黄色点滅灯を設置すること。その他危険防止のための安全対策措置を講ずること。 4. 工事に伴う近隣住民及び通行者の苦情等は、一切施行者の責任において処理すること。 5. 工事に起因して既設工作物を破損した場合は、承認を受けた者の負担で原形に復旧すること。 6. 道路及び河川管理者からの指示、命令に従うこと。 7. 工事期間は、原則許可日より60日以内とすること。 8. 当初協議した施工方法等が変更となる場合は事前に協議を行うこと。 9. 境界石、鈹、プレート等の確認保存を行うこと。 10. 路面排水に支障のないよう施工のこと。 11. 交通安全に注意し、歩行者の安全を十分確保すること。 12. 他企業と競合の場合は、協議の上同一舗装復旧すること。		
特 別 条 件			

教示 この工事施行承認書について不服がある場合には、次に掲げるところにより審査請求又は処分の取消しの提起をすることが出来ます。

- (1) 審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に(審査庁)に対してすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において川口市を代表する者は、川口市長です。ただし、この処分があったことを知った日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。